

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和7年8月分）

[illegible]

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和 7 年度 下水道使用料調定収納システム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社 南大阪電子計算センター

3 随意契約理由書

下水道使用料調定収納システム（以下「本システム」という。）とは、大阪市下水道条例に基づく下水道使用料のうち、水道局の委任徴収によらない建設局独自の賦課徴収分（特定徴収）の調定、収納、未収金管理、および調定水量、調定金額にかかる統計資料の作成等について、業務の迅速化および効率化を目的に開発されたものである。現在は、毎月およそ 1 千件、6 ～ 7 億円の調定を処理している。

本件業務委託は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民の生活支援にかかり、下水道使用料を減額するため、本システムを改修するものである。

具体的には、令和 7 年 10 月分から 12 月分までの下水道使用料について、基本額の 605 円を一律に減額するようにシステム内の料金表へ反映させるとともに、減額期間終了後に元の料金表に戻す作業を行うものである。

本システムは、株式会社南大阪電子計算センターが保有するパッケージソフトをもとに、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行っただけで本市用に開発（再構築）したシステムであり、また同社とは現在、運用保守業務委託契約を締結している。

したがって、同社がシステムの内容、運用方法、改修に伴う影響等に対応した技術的知識を備えている唯一の事業者であり、またシステム運用における一貫した責任と性能を持たせる必要があるため、同社との随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務部経理課（下水道使用料担当）電話番号：0 6 － 6 6 1 5 － 7 5 4 6

随意契約理由書

1 案件名称 御堂筋将来ビジョン実現に向けた基本方針等検討業務委託

2 契約相手方 御堂筋将来ビジョン実現に向けた基本方針等検討業務委託
建設技術研究所・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体

3 随意契約理由

本業務を行うためには、御堂筋の歴史観、とりまく社会環境の変化や、道路空間再編事業の取り組み、世界への強力な情報発信、万博での「みちの未来体験」等、御堂筋の事業全般に対する豊富な知識や経験を有し、それらの取組みを踏まえ、御堂筋100周年に向けて、将来ビジョン実現へとつながる周年事業の検討を行う必要がある。

また、御堂筋に関連する官民連携など、全体像を俯瞰的に把握しつつ、きめ細やかな課題を正確に抽出し、その原因を検証し、速やかに対策の立案ができるといった高い技術力と、短時間で実行できる総合的な調整能力も求められる。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、建設技術研究所・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、御堂筋将来ビジョン実現に向けた基本方針等検討業務委託建設技術研究所・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局企画部企画課道路空間再編担当 06-6615-6785

随意契約理由書

1 案件名称

電線共同溝事業・国道 479 号放出共同溝事業に関する CM 業務委託

2 契約相手方

株式会社建設技術研究所大阪本社

3 随意契約理由

本業務は、「大阪市無電柱化推進計画」において、都市防災機能の向上の観点から重点路線に選定されている路線の電線共同溝事業と、国道 479 号のうち、鶴見区放出東 3 丁目から鶴見区鶴見 5 丁目（花博通）を結び、「京阪神共同溝基本計画」で優先的に整備する区間として選定されている、国道 479 号放出共同溝事業に関する事業管理、設計管理、工事管理を行う業務である。

電線共同溝事業については、全体事業計画や事業遅延リスクの検討、関係機関との協議などを円滑に進めていくことが重要であるが、現場が狭隘であることに加え、地下埋設物が錯綜しているなどの制約も多く、地中の不明支障物など潜在的な施工リスクがある中、着実に事業の推進を図るため、効率的な事業工程や事業費の管理、関係機関との協議が必要である。

国道 479 号放出共同溝事業についても、全体事業計画や事業遅延リスクの検討、関係機関との協議が急務であるとともに、立坑築造のための掘削及びシールド工法に伴う地中の不明支障物、地下水による事業費増などの潜在的なリスクがあるため、コスト縮減も含めた事業計画に関する専門的な検討が必要である。

そのため、上記事業管理には土木も含む他分野に関する専門的かつ高度な知識や経験、技術力に加えて業務プロセスの創意工夫が重要であることから、専門的かつ高度な知識等を活かした提案を受けることで、効率的な事業管理が可能となると考える。

以上のことから、本業務は標準的な業務手法が定められていない業務となるため、公募型プロポーザル方式を採用し、専門的かつ高度な知識や経験などを審査のうえ、優れた技術力を持つ契約相手方を選定することとした。

選定にあたり、建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式技術審査委員会による審議の結果、上記の参加表明者が契約予定者として特定された。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局道路河川部道路課 （電話番号 06-6615-6787）